

千葉県建築物エネルギー消費性能適合性判定実施要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）の施行並びに千葉県建築関係手数料条例に基づく建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料に関する規則（平成28年千葉県規則第35号。以下「規則」という。）による申請手数料等の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるもののほか、法、政令、省令及び規則の規定による。

- (1) 省エネ基準 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (2) 省エネ適合性判定 法第12条第1項及び法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が省エネ基準に適合するかどうかの判定）をいう。

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第1条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規則第4条に定める一次エネルギーの消費量の算定対象としない部分がある場合は、当該部分の床面積が明示された図書
- (2) 基準省令第1条第1項第1号ただし書きの規定に定めるエネルギー消費性能を有することを国土交通大臣が認める方法により確か

めた場合、当該確認に必要な図書

(省エネ適合性判定の軽微な変更)

第4条 省令第3条に定める軽微な変更をしようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ変更内容を説明するための図書を添えて、市長に提出するものとする。ただし、再計算によって基準適合が明らかでない変更(計画の根本的な変更を除く)の場合、上記図書に代えて、次条に掲げる図書を添付するものとする。

(省エネ適合性判定の軽微な変更に関する証明書の交付)

第5条 省令第11条に定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書(様式第2号)の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に定める図書のうち変更に係るもの及び第3条に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、申請に係る変更の内容が省令第3条の軽微な変更にあつてゐると認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微変更該当証明書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、申請に係る軽微な変更が軽微な変更にあつてゐないと認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微な変更にあつてゐない旨の通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(取下げ届)

第6条 省エネ適合性判定の申請者は、市長が当該申請について適合通知書を交付する前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項の規定による申請者は、市長が当該申請について証明書を交付する前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(台帳の整備)

第7条 市長は、建築物省エネ台帳を整備し建築物エネルギー消費性能

確保計画の提出のあった事項を記載するものとする。

(適合性判定手数料の免除)

第 8 条 規則第 2 条各号の場合に応じ必要な書類をそれぞれ次の表のイ欄に定める。

	ア	イ
(1)	規則第 2 条第 1 号の場合	災害対策基本法第 90 条の 2 に規定する罹災証明書の写し
(2)	規則第 2 条第 2 号の場合	

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。